

5 西 審 子 第 4 号
令和 5 年 5 月 16 日

西東京市長
池 澤 隆 史 様

西東京市子ども子育て審議会
会長 森田 明美

保育所入所選考基準の見直しについて（答申）

令和 4 年 5 月 24 日付 4 西審子第 4 号をもって諮問がありました、保育所入所選考基準の見直しについて、審議会において審議し、その結果を取りまとめましたので、下記のとおり答申します。

記

1 多様化する働き方への対応

就労については、裁量労働制や事業場外みなし労働者制、テレワークなど多様な働き方があることから、基本指数の就労要件を 1 日当たりの勤務時間から週の総労働時間に改めるほか、基本指数の居宅外就労、居宅内就労の区分を廃止し、一定以上居宅外就労している者については、優先項目を設定する。

2 変化する子育て家庭への対応

ひとり親については、保育の必要性が高いことから、同居の親族の有無に関わらず一つの調整指数に整理する。

多子世帯の対応については、保育園の入所要件を優先し負担を軽減する必要があることから、小学校卒業前児童が 3 人以上いる世帯を優先項目から調整指数に変更する。また、兄弟姉妹が在籍する園への入園の優先項目を上げる。

ヤングケアラーの対応については、ひとり親の場合の同居親族の有無による区別を調整指数から廃止し、調整項目にヤングケアラーがいる場合を新たに調整項目に追加する。保育が可能な同居者の要件から 16 歳以上 18 歳未満を除外したうえで、優先項目から調整指数に変更する。

障害者のある方については、難病者を身体障害者の類型に新たに基本指数として追加、特別支援学校（高等部を除く）の児童がいる世帯は新たに調整項目に追加、身体障害者手帳、

愛の手帳所持者は、調整指数の上位階層を追加する。また、入所児童が障害者である場合の、優先項目を上げる。

3 保育所・幼稚園等就業者の確保

保育所・幼稚園等の就業者を確保するため、就労（予定）である者の調整指数を追加し、就労（予定）である者のうち幼稚園教諭・保育士資格を有する者については、優先項目から調整指数に変更する。

4 地域型保育事業選択へのインセンティブ

地域型保育事業在園のインセンティブを設定することで、地域型保育事業所を入所申請時の選択肢としていただくため、調整指数を設定する。

5 育児休業継続希望者への対応

育児休業継続希望世帯に対して、基本指数を適用しない者を、育休延長希望者本人から当該世帯に変更し、調整指数も適用しない。

6 保護者の就労状況への対応

保護者の就労状況については、保護者の状況（就労日数等）が6か月以上継続している場合については、優先項目から調整指数に変更し、直近3ヶ月の平均勤務状況が雇用契約の80%以下の勤務の調整指数を、就労予定、就学・開業予定又勤務状況が雇用契約等で定められたものと乖離がある場合に変更する。

また、就労を開始してから1か月分の実績がない場合を、調整指数に追加する。

なお、本基準の適用に当たり、制度の趣旨及び入所選考基準の内容等について、利用者への丁寧な周知に努めること。